

静岡市自主運行バスの運賃改定について

市は、山間地域における市民の日常生活に必要な交通手段を確保することを目的として、道路運送法(昭和26年法律第183号)(以下、「法」という。)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送により、井川線及び両河内線(大平・板井沢・但沼系統)2路線の運行をしている。

また、先に協議したとおり、令和8年度からは、地元自治会やNPO法人が運営主体となる運行(静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行)を複数路線で予定しており、新たな運賃体系を設定する予定である。これにより、公費を投じる旅客運送事業において、それまでも自主運行バス内でも運賃体系に乖離があったが、さらに異なる運賃体系が存在することとなる。そのため、これらのバス路線において、統一的な運賃体系を設定するものとし、上記2路線の運賃改定について協議に先立って報告する。

なお、法第4条の規定により運行する由比地区自主運行バス(ゆいばす)及び由比・蒲原病院線2路線についても、同様の運賃改定を実施するものとし、意見公募(法第9条第5項)を実施した後、法第9条第4項の規定により、令和8年1月26日実施予定の運賃協議分科会にて協議するものとする。

1 改定の概要について

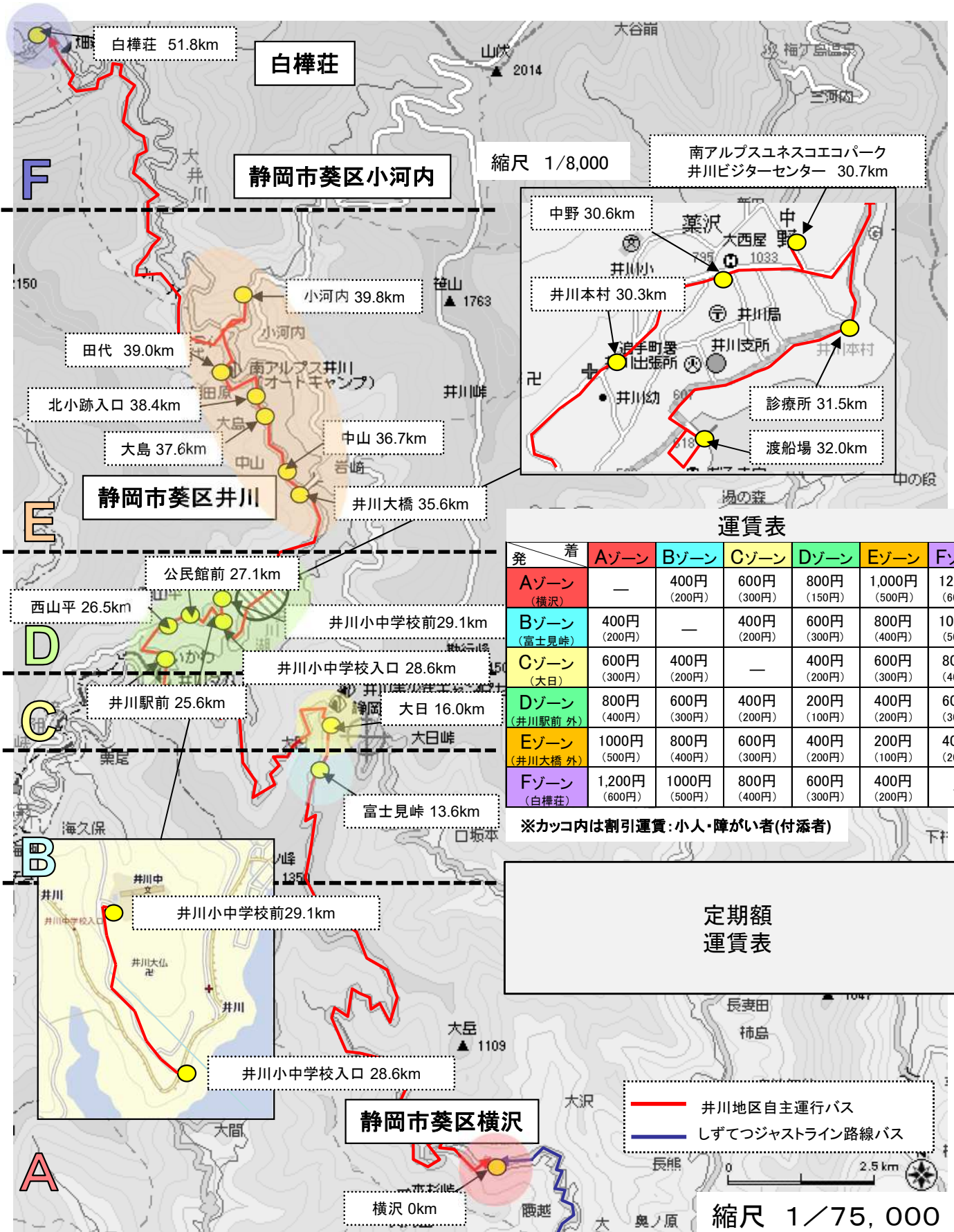
・井川線、両河内線(大平・板井沢・但沼系統)の運賃を、静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行と同一の体系のものに変更する。

2 各路線の運賃改定案について

・別紙4-1、4-2 参照

井川地区自主運行バス路線図

別紙4-1



運賃表

発着	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン	Eゾーン	Fゾーン
Aゾーン (横沢)	—	400円 (200円)	600円 (300円)	800円 (150円)	1,000円 (500円)	1,200円 (600円)
Bゾーン (富士見峠)	400円 (200円)	—	400円 (200円)	600円 (300円)	800円 (400円)	1,000円 (500円)
Cゾーン (大目)	600円 (300円)	400円 (200円)	—	400円 (200円)	600円 (300円)	800円 (400円)
Dゾーン (井川駅前外)	800円 (400円)	600円 (300円)	400円 (200円)	200円 (100円)	400円 (200円)	600円 (300円)
Eゾーン (井川大橋外)	1,000円 (500円)	800円 (400円)	600円 (300円)	400円 (200円)	200円 (100円)	400円 (200円)
Fゾーン (白樺荘)	1,200円 (600円)	1,000円 (500円)	800円 (400円)	600円 (300円)	400円 (200円)	—

※カッコ内は割引運賃:小人・障がい者(付添者)

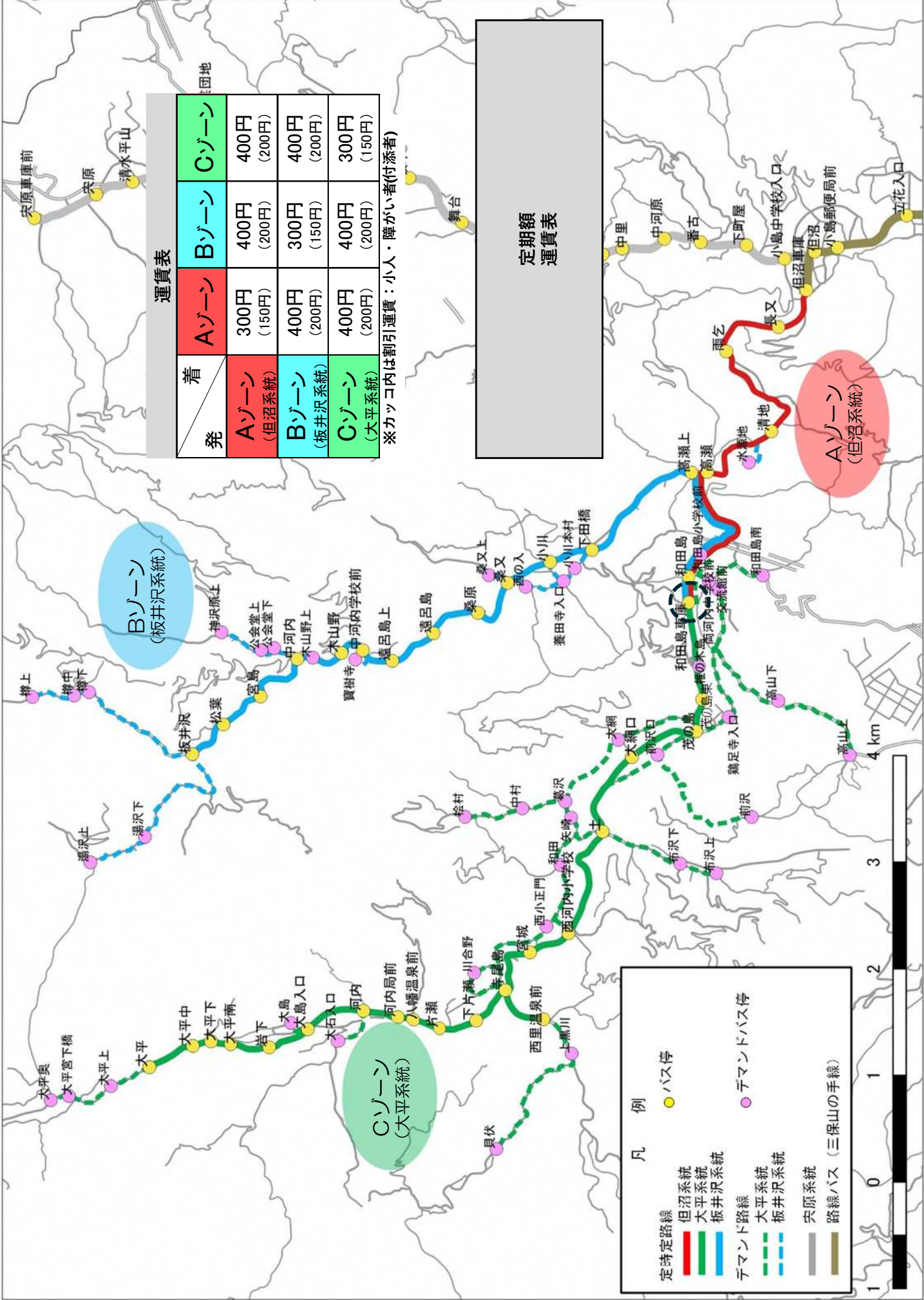
定期額
運賃表

定期額運賃表

井川地区自主運行バス
しずてつジャストライン路線バス

両河内線 (大平・板井沢・但沼系統)

別紙4-2



静岡市自主運行バスの運賃改定に関する意見書

令和7年12月25日(木)に協議した表題の件について、意見等がある場合は、下記に記載し、本書を静岡市交通政策課に提出してください。

所属	
氏名	
意見等	

【提出先】下記のいずれかの方法で、静岡市交通政策課まで意見書を提出してください。

Mailでの送付:kotsu@city.shizuoka.lg.jp

FAXでの送付:054-221-1060

【提出期限】 誠に勝手ながら令和8年1月9日(金)までにご提出をお願いします。